

第四十六回国 参議院通信委員会會議録第二十号

昭和三十九年四月二十八日(火曜日)

午後二時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 光村 基助君
理事 鈴木 恭一君
寺尾 豊君
松平 勇雄君

委員 植竹 春彦君
郡 祐一君
白井 勇君
最上 英子君
谷村 貞治君
安井 謙君
久保 等君
永岡 光治君
横川 正市君

国務大臣 古池 信三君
郵政大臣 金丸 信君
郵政事務次官 武田 功君
郵政大臣官房長 山田 一郎君
電気通信監理官 宮川 岸雄君
郵政省電波監理局長 倉沢 岩雄君
常任委員 倉沢 岩雄君
会専門員 倉沢 岩雄君

本日の会議に付した案件
○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(電波に関する件)

○委員長(光村基助君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は、順次、御発言願います。

○横川正市君 局長に、非常に抽象的な聞き方でありましても、いろいろめんどくさい、しかも、基本的な制約規定がありまして、それに民主主義のたてまえ等が加わったために、電波法とか放送法とか、それに付随する諸規定というのは、いわば非常に常識的な言語が羅列されてきめられていて、わけですが、その反面、非常に重要な問題が含まれているというふうな私どもは考えております。

そこで、この条文上の問題からいって、放送法の四十四条の各項にわたっての解釈をどういうふうな解釈をされているのか。これが立法された当時の速記録でも読むと明確になるんであります。それが手元にありませんので、法律に従って業務をとられております局長からお聞きをいたしたいと思っております。第一は、第二号の「政治的に公平であること」ということは、これは一体どういう内容なのか。それから第二は、「意見が対立している問題について、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」とあるけれども、これは一体どういう内容なのか。これは主観的なものではなしに、立法の精神からひとつ御説明をいただ

きたいと思っております。

○政府委員(宮川岸雄君) ただいまの御質問の御趣旨は、この四十四条第三項のことだと思っております。

「政治的に公平であること」と及び「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から」云々というこの御質問だと思っておりますが、前段にございまして「協会は、国内放送の放送番組の編集に当っては、左の各号の定めるところによらなければならない」とい。と、こういうふうになっております。前段後段、全部含めましての考

え方でなければならぬかと思っております。したがって、御質問の御趣旨と若干あるいは取り違っているかもしれないかもしれませんが、この書いてございまして三項の全体の問題につきまして、電波監理の事務局といたしましては、協会が放送を行なう場合におきましての放送番組の編集でございますので、ある期間全体を貫く放送番組の編集の考え方のあらわれ、そういうようなものの中におきまして、それが政治的に非常に片寄った意見が常に一方的に相当長期間にわたって出る、あるいは意見の対立している問題について、片方からのみの角度からその論点を常に取り上げて、片方だけの意見を常に言っているというようなことが出てきた場合におきまして、この第三項というものの法律に違反することになってくる、こういうような考え方をとっているのでございます。

○横川正市君 放送局の開設の根本的基準というものが放送法の前段に定められていたわけですが、その三条の四号には、それぞれ分かれて、「公安及び善良な風俗を害しないこと」、第二に、「政治的に公平であること」、第三に、「報道は、事実をまげないこと」と、第四は、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」、特別な事業計画によるものを除き、放送全体が調和のとれていること。こういうふうな、放送局の開設の根本的基準というものが定められているわけです。

それを当然生かして、放送法が四十四条三項にうたわれているものは、私は、いま言われたように、非常に何と申しますか、精神として言いあらわす点では、もう少し明確なことが使われていないものではないか。もちろん、運用とか、あるいは監督とかいうようなものになりますと、他の憲法と

いうような基本法に抵触いたしますから、これは非常にいいまいになるわけですから、もう、そうでない、こういう放送局の開設の根本的基準というものをのべては、もっと監理局的に確かな、しかも明快な一つの考え方というものを持っているのが妥当なんじゃないかというように私は思うのですけれども、その点どうですか、もう一回お答えいただきたいと思っております。

○政府委員(宮川岸雄君) 公安及び善良な風俗を害しないとか、政治的に公平である、こういうような、あるいは、意見が対立している云々といううなことにしまして、個々の番組に対する判断というものは非常にむずかしい問題でございまして、人によつては、この程度が公平であるが、人によつては、多少これは公平を欠いているというような判断が、人によって相違うものであるかと考えるわけでございまして。したがって、先ほどの御説明をもう少しふえんさしていただくと、ある一つの番組が、極端な場合を除きまして、これが直ちに公安及び善良な風俗を害する、あるいは、これが政治的に不公平なものである、こういうことを判断する——一つの事例につきましてこれを判断するということは、相当慎重にやらなければならぬといけませんし、また、慎重にやりましても、一つのものにつきまして、客観的に正しいという結論を与えることはなかなかむずかしい問題であろうと思っております。そういうようなこととから、もう一つ、番組の内容についていろいろな自由ということとを別に考えなければならぬ問題がござい

ます。また、個々の番組につきまして、一々これを判断をして、常にテレビ番組あるいは放送番組の内容を監視して見ていくということが伴わなければ、実際的にはこういうことはできないわけでありまして。そういうことから、やはりこの法律の具体的な取り上げ方というのは、先ほど私がお答えいたしましたような線において考えていかねばならない、こんなふうに考えて

山田総理秘書官レク結果 <未定稿>

日時 平成27年2月18日(水) 16:00~17:00
場所 官邸
先方 山田総理秘書官(○)
当方 安藤局長(×)、長塩課長、西がた(記)

(冒頭、本日の民主党の部門会議や舛井会長の発言の経緯等ご説明。その後磯崎補佐官からの照会の経緯等安藤局長からご説明。山田秘書官の主なご発言等以下のとおり。)

-) 今回の整理は法制局に相談しているのか?今まで「番組全体で」としてきたものに「個別の番組」の(政治的公平の)整理を行うのであれば、放送法の根幹に関わる話ではないか。本来であれば審議会等をきちんと回した上で行うか、そうでなければ(放送)法改正となる話ではないのか。
- ×) 法制局には当たっていない。磯崎補佐官も現行の「番組全体で」とする解釈を変更するものではなく、あくまで「補充的な説明」と位置づけ。国会で上手に質問されてしまったから答弁せざるをえない形を取ることとしている。
-) 磯崎補佐官は官邸内で影響力はない(長谷川補佐官は影響力あるとの言)。総務省としてここまで丁寧にお付き合いする必要があるのか疑問(山田秘書官としては総務省から磯崎補佐官を止めて欲しかった?)。今回の話は変なヤクザに絡まれたって話ではないか。
-) 磯崎補佐官からすれば、前回衆院選の時の萩生田(議員名の要請)文書と同じ考えで、よかれと思って安保法制の議論をする前に民放にジャブを入れる趣旨なんだろうが、(山田秘書官からすれば)視野の狭い話。党がやっているうちはいいだろうし、それなりの効果もあったのだろうが、政府がこんなこととしてどうするつもりなのか。磯崎補佐官はそれを狙っているんだろうが、どこのメディアも萎縮するだろう。言論弾圧ではないか。
-) 政府として国会でこういう議論をすること自体が問題。新聞・民放、野党に格好の攻撃材料。自分(山田秘書官)の担当(メディア担当)の立場でいえば、総理はよくテレビに取り上げてもらっており、せっかく上手くいっているものを民主党が岡田代表の出演時間が足りない等と言い出したら困る。民主党だけでなく、どこのメディアも(政治的公平が確保されているか検証する意味で)総理が出演している時間を計り出すのではないか。
-) だいたい問題になるのは「サンデーモーニング」「ニュース23」「報道ステーション」だろうが、国民だってそこまで馬鹿ではない。今回の件は民放を攻める形になっているが、結果的に官邸に「ブーメラン」として返ってくる話であり、官邸にとってマイナスな話。
-) 磯崎補佐官から総理アポの依頼は来ている。来週のどこかで時間を取ろうと思っていたが、このような話であれば、総理室からすれば、何でこんな話をこの時期に入れるのか?ということにもなりかねない。(総務省も)本気でこの案件を総理に入れるつもりなのか。総務省も恥をかくことになるのではないか。
-) ひとまず「来週のどこかで総理の時間を取る」件は引き延ばすが、磯崎補佐官が別の(秘書官の)ルートでアポ入れをしてくるかもしれない。本件を総理案件から落とすよう総務省から磯崎補佐官にアプローチすべきではないか?(注:山田秘書官は、総理レクには総務省同席せず、あくまでも磯崎補佐官の整理として総理に上げることについては理解されていないようです。)
- (以上)

<第6条第3項関連>

ご意見	NHKの考え方
第六条の三項なんですが、支払い方法の拡充は避けられないのではないのでしょうか。例えば、現在クレジットカードか銀行振込ですが、これを二次元バーコード等の決済も入れると気軽に支払いが滞りなく行われるではないかと思います。そこは、ご検討ください。 【個人】	現在、払込用紙のバーコードをスマートフォンで読み取ることにより、決済アプリを利用して受信料をお支払いいただけるようになっております。 今回、利便性向上の観点から、お客様がご希望される場合には、紙の払込用紙を郵送せずに、決済アプリに直接オンラインで請求書をお届けすることなど、お客様のニーズに合わせたお支払いに対応できるようにするため、第6条を変更したいと考えています。

<第12条関連>

ご意見	NHKの考え方
規約素案第12条1項(3)及び同条2項、同条3項の割増金制度の導入について反対する。金子総務大臣は「NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方とNHKとの契約が促され、受信料の公平な負担が実現されること」を期待した制度」としているが、<u>「割増料金を払いたくないから契約する」というのは脅されて契約するに等しく、「NHKが国民・視聴者の皆様に丁寧な説明を行い、十分な理解をいただいた上で受信契約を結んでいただくことが重要」とする答弁に矛盾しており、強く反対する。</u> 【40代・男性】 割増料について、個別事情によるとあるが、より具体的に説明すべき。 【10代・男性】 （規約の素案について） 今回の変更では受信契約手続や未納者に対する罰則の扱いがかなり厳格化しています。ここまで具体的に強く求めるのであれば、受信機を設置した者に対して納得のいく丁寧な説明が必要です。 【テレビ大分】	受信料の適正かつ公平な負担を図るための放送法の改正（2022年10月施行）により、受信規約に割増金に関する事項を新たに盛り込むよう求められています。今回の受信規約変更によって割増金が請求できるようになっても、NHKの価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針に変わりはありません。割増金は、事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用してまいります。 この方針やどのような場合に割増金の対象となるのか等については、視聴者のみなさまに対して、丁寧に周知・広報を行ってまいりたいと考えています。 具体的には、NHKホームページの「よくある質問集（FAQ）」を充実させる、広報資材を作成するなど、さまざまな周知・広報活動を実施することで、視聴者のみなさまのご不安の解消に努めてまいりたいと考えています。 この点については、いただいたご意見を踏まえて、説明資料に追記し公表します。

(類似する意見：3 件) このような高額な割増金を設定するのであれば、何が公共放送に相応しいのか、視聴者として負担できる受信料はいくらなのかをしっかりと議論する機会を設けるべきです。 【個人】 <u>受信料の全額に対して 2 倍の割増金を設定することに反対です。現在の NHK の番組には公共放送と呼べないものが多くを占めており、その費用全てを割増金の対象とすることは視聴者に著しい不利益が生じます。(中略)このような疑義がある中、高額な割増金を受信料全額に設定することは検討不十分で、視聴者に不利益が生じます。</u> 【個人】 (類似する意見：15 件)	割増金は受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度として、放送法に規定されたものと認識しています。そのため、割増金の水準は、鉄道営業法や電気供給約款など国内類似法制度の水準を参考として、総務省令で定める上限である所定の受信料の 2 倍に相当する額とすることを規定したいと考えています。 ご意見いただきました通り、今回の受信規約変更によって割増金が請求できるようになっても、NHK の価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでの NHK の方針を変えずに公平負担の実現に取り組んでいくことが重要だと考えています。
NHK は運用について、これまで通り理解いただき納得の上で契約いただき、個別の事情を勘案しながらの方針だが、不正に対して徴収という強い表現を使わず、このような請求するか否かの基準も明らかでない運用では、割増金の対象と倍数を明確に規定することで担保した公平性が損なわれると考えます。懲罰の要素を全くもたないとしたら、効果は乏しいものと思われます。不透明にならないためにも、割増金に該当する場合、段階を経て請求は一律に行い、その上で徴収は個別事情を勘案が妥当だと思います。請求権の乱用はあってはならないことです。 【50 代・男性】 放送受信規約（素案）に盛り込まれた割増金制度の運用は抑制的であるべきだ。受信料の公平負担に向け未契約者に契約と受信料支払いを促す一定の効果があると考えられるが、ある種の「罰金」と捉えられかねない危うさがある。安易な運用によって、視聴者のテレビ離れ、さらには放送制度全般に対する信頼を損なうことになれば本末転倒だ。 【一般社団法人日本新聞協会】 無期限に過去に遡り 2 倍という高額な割増金を請求できるのは、視聴者に著しい不利益を生じさせる違法ではないですか？	割増金は受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度として、放送法に規定されたものと認識していますので適切に運用していく必要あると考えています。一方で、視聴者のみなさまに NHK の価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただけるよう、丁寧な説明に努めていくことも大切であると考えていることから、視聴者のみなさまの個別のご事情を総合勘案するとともに、割増金の請求にあたっては恣意的な運用とならないよう基準を明確にして取り組んでいくことが必要だと考えています。 また、請求権の乱用への懸念や、運用は抑制的であるべきというご意見をいただいているように、割増金に関する NHK の方針やどのような場合に割増金の対象となるのか等について、視聴者のみなさまに対して、丁寧に周知・広報を行ってまいりたいと考えています。 なお、割増金については事由に該当する場合に無制限に過去に遡るのではなく、新たに受信機を設置される方については設置日の属する月の翌月分から、また、2023 年 4 月より前に受信機を設置されている方については同年 4 月分からが、割増金の対象期間となることを規定する案となっています。

【個人】 (類似する意見：7 件) 日本放送協会放送受信規約 12 条について まず大枠で、NHK という一企業に国民の多くが関わる内容の懲罰的な判断を委ねるべきではないと考えます。 【40 代・個人】 <u>受信料割増金について 国民を脅すようなやり方で強制的に受信料取って理解してもらえと思うのですか？ むしろ、さらに反発を受けるってことに気付いてほしいです。</u> 【30 代・女性】 (類似する意見：6 件)	放送法において、受信料の適正かつ公平な負担を図るため、「正当な理由なく期限までに契約を申し込まなかった場合」に割増金の対象となることが規定されたことなどを受けて、受信規約について必要な変更を行い、割増金を実際に運用できるようにしたいと考えています。 しかしながら、これまでの N H K の方針の通り N H K の価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただくことが重要であると考えています。そのため、今回の受信規約の変更によって割増金が請求できるようになっても、丁寧な説明に基づき、公平負担に取り組んでまいりたいと考えています。
第 1 2 条 4 項について 2 倍徴収して良い法的根拠が希薄です。 【個人】 問題なのは、改正法では割増金の上限を「2 倍」と定めているのに受信規約第 12 条では 2 倍と規定。なぜ上限一杯の 2 倍になるのか半額ではなぜダメなのかその根拠を示してほしい。 【70 代以上・男性】 (類似する意見：2 件)	割増金は受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度として、放送法に規定されたものと認識しています。そのため、割増金の水準は、国内類似法制度の水準を参考として、省令で定める上限である所定の受信料の 2 倍に相当する額とすることを規定したいと考えています。 参考とした国内類似法制度は、具体的には鉄道営業法における「割増賃金」や電気供給約款における「割増金」などがあり、いずれも同じ水準である 2 倍の額を請求することとされています。
せめて、割増金が 2 倍に至るまでの移行期間を設けるべきではないか NHK は案内が不十分なことが多いため、徴収料金限度額の変更について国民全員に行き渡るようにすべきである 【20 代・男性】	割増金は、事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用していくものと考えています。また、今回の受信規約の変更によって割増金が請求できるようになっても、N H K の価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでの N H K の方針に変わりはありません。 そのため、移行期間を設けるのではなく、この方針やどのような場合に割増金になるのか等について、視聴者のみなさまに対して、丁寧に周知・広報を行ってまいりたいと考えています。

新たな個人委託制度における委託費モデル

NHK

◆新たな個人委託制度における月間業績と委託費合計額のイメージ

■月間委託費計(月平均)：36.5万円 *年間440万

パターンA

訪問対策票収納(60者数)

支払再開(20件)

口座・クレ取次(19件)

その他

■月間委託費計(月平均)：30.0万円 *年間360万

パターンB

訪問対策票収納(50者数)

支払再開(15件)

口座・クレ取次(16件)

その他

■月間委託費計(月平均)：23.0万円 *年間280万

パターンC

訪問対策票収納(40者数)

支払再開(10件)

口座・クレ取次(12件)

その他